

《重要》 同月過誤処理依頼書の廃止について

(注)

これまで同月過誤処理を実施する際、事業所から国保連合会へ同月過誤処理依頼書一式（以下「依頼書」という。）を提出していただいていたが、業務見直し等に伴い、令和8年5月処理から依頼書を廃止といたしました。

(注) …同月過誤処理依頼書一式とは「同月過誤処理依頼書」、「同月過誤処理対象者市町村別合計表」、「同月過誤処理対象者一覧表（内訳書）」の様式になります。

1.廃止年月

令和8年5月処理から

2.作業手順

処理項目	変更前（令和8年4月処理まで）	処理項目	変更後（令和8年5月処理から）
①	市町村等への過誤依頼	①	市町村等への過誤依頼
②	同月過誤処理を行う旨を国保連合会に電話連絡	②	廃止
③	国保連合会への依頼書提出	③	廃止
④	国保連合会への再請求情報送信	④	国保連合会への再請求情報送信

3.廃止までのスケジュール

		令和8年			
		2月	3月	4月	5月
事業所	国保連合会へ同月過誤処理依頼書の提出	3月処理の 依頼書提出	4月処理の 依頼書提出		同月過誤処理依頼書 廃止